

別表1

1 事業内容	2 対象経費(詳細別表3)	3 補助基準額
1 認可外保育施設 保育士資格取得支 援事業	養成施設の受講に必要な入学料, 受講料 (面接授業料, 実習費, 教科書代及び教材 費等を含む。)及び上記経費の消費税	<p>ア 養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者 対象者1人につき対象経費の1/2 (上限300千円)</p> <p>イ 保育士試験の全てを免除され保育資格を取得する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等児童 家庭局長通知。以下「通知」という。)の別表②③を活用する者(特例制度対象者): 対 象者1人につき対象経費の1/2 (上限100千円) ・ 通知の別表①を活用する者: 対象者1人につき対象経費の1/2 (上限200千円)
2 保育教諭確保の ための保育士資格 取得支援事業	養成施設の受講に必要な入学料, 受講料 (面接授業料, 実習費, 教科書代及び教材 費等を含む。)及び上記経費の消費税	<p>対象者(通知の別表②③を活用する者(特例制度対象者)に限る。)1人につき対象経費の1 /2 (上限100千円)</p> <p>※なお, 特例対象者のうち, 過去に保育士養成課程の一部を修めないで卒業した者が, 養成施 設において法施行規則第6条の10第2項に掲げる筆記試験科目(同項第2号の教育原理及び同項 第5号の保育の心理学を除く)に相当する教科目を履修することで, 法施行規則第6条の11の2 の規定により保育士資格を取得する場合についても, 本事業の対象とする。</p>
3 保育所等保育士 資格取得支援事業	養成施設の受講に必要な入学料, 受講料 (面接授業料, 実習費, 教科書代及び教材 費等を含む。)及び上記経費の消費税	<p>ア 養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者対象者 1人につき対象経費の1/2 (上限300千円)</p> <p>イ 保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通知の別表②③を活用する者(特例制度対象者): 対象者1人につき対象経費の1/2 (上限100千円) ・ 通知の別表①を活用する者: 対象者1人につき対象経費の1/2 (上限200千円)